

～国民健康保険税について～

○ 国民健康保険税は世帯主が納めます

国保税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国保に加入していない場合も、同じ世帯の中に一人でも国保被保険者がいれば、納税通知書や納付書は世帯主あてに送られます。

○ 国民健康保険税の決まり方

国保税は、国保加入者の所得や加入人数などに応じて、世帯単位で決まります。

下表の「医療保険分」「後期高齢者支援金分」「介護保険分」の3つを合計したものが12ヶ月分の国保税となります。

	医療保険分	+	後期高齢者 支援金分	+	介護保険分 (40～64歳の方のみ)
所得割	$\left[\begin{array}{c} \text{加入者全員の} \\ \text{基準総所得額} \end{array} \right] \times 7.00\%$		$\left[\begin{array}{c} \text{加入者全員の} \\ \text{基準総所得額} \end{array} \right] \times 2.10\%$		$\left[\begin{array}{c} \text{40～64歳の人の} \\ \text{基準総所得額} \end{array} \right] \times 1.70\%$
均等割	$\begin{array}{c} \text{[加入者数]} \\ \times \\ \text{30,300円} \end{array}$		$\begin{array}{c} \text{[加入者数]} \\ \times \\ \text{8,800円} \end{array}$		$\begin{array}{c} \text{[40～64歳の} \\ \text{加入者数]} \\ \times \\ \text{13,300円} \end{array}$
平等割	$\begin{array}{c} \text{[一世帯あたり]} \\ \text{22,400円} \end{array}$		$\begin{array}{c} \text{[一世帯あたり]} \\ \text{6,500円} \end{array}$		$\begin{array}{c} \text{[一世帯あたり]} \\ \text{0円} \end{array}$

※ 基準総所得額 = (前年の総所得額 - 基礎控除 43 万円)

- 上で計算した額に世帯の所得状況に応じて軽減制度（均等割と平等割のみ）を適用し、国保税額を決定します。なお、国保税の賦課限度額（上限）は106万円です。
- 未就学児（6歳なった年度まで）については、上記の軽減制度適用後、さらに均等割に対して2分の1の減額を行います。
- 4月～3月の年間保険料を10期（6月～3月）に分けて請求します。年度途中の加入・脱退がある場合、加入月からの保険料を計算し、脱退の場合は最終加入月までの保険料を再計算し、還付または請求を行います。
- 国民健康保険と同時に、国民年金の資格取得も必要となります。

○ 集合税（住民税＋固定資産税＋国保税）の納付について

① 納付書（6月～翌年3月請求）

※ 所得更正や3月加入届提出等の場合は4月請求があります。

② 口座振替（肥後銀行、熊本銀行、熊本県信用組合、九州労働金庫、八代地域農業協同組合、熊本宇城農業協同組合、ゆうちょ銀行）

③ 納付書記載のQRコード

～国保の諸手続きについて～

○ 社会保険など、他の健康保険に加入した場合は手続きが必要です

●国保に加入していた方が他の健康保険に加入された場合、届出がないと国保税がそのまま請求（徴収）されます。届出に必要なものは「社会保険の資格確認書」「資格情報のお知らせ」など、社会保険に加入した日が分かるものです。

●他の健康保険に加入した後に国保を使用し診療を受けた場合、その診療にかかった医療費の保険者負担分（7割または8割）を返還していただく場合があります。

こういったトラブルを引き起こさないためにも届出を行ってください。

●国保喪失届は、氷川町 HP または右の QR コードからオンライン申請ができます。



（オンライン申請）

○ 保険証の代わりに資格確認書が発行されます

令和6年12月2日から、現行の保険証は新規発行がされなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。マイナ保険証をお持ちでない方は、保険証の代わりとなる資格確認書が交付されます。保険証と同様で、医療機関へ提示することにより保険診療を受けることができますので、ご安心ください。

○ 40歳以上の方ははりきゅう施術について助成が受けられます

氷川町国民健康保険加入者の方で40歳以上の方は、町に登録のある施術所ではり・きゅうの施術を受ける際に町からの助成を利用することができます。内容は下記のとおりです。

- ・氷川町国保加入者で40歳から74歳の方が対象。（75歳以上の方にも同様の助成があります）
- ・助成額は1回につき千円。年間10回分を一綴りにして交付します。
- ・使用期限は4月1日から翌年3月31日まで。期限が過ぎたら新たに交付を受けてください。
- ・交付は 氷川町役場 町民課 又は 宮原振興局 地域振興課 で受けられます。

※なお、国保税やその他町税等に滞納がある場合は交付が受けられませんのでご注意ください。

○ 交通事故など他者（第三者）の行為による診療を受けた場合は届け出を

交通事故やケンカなど第三者の行為により負傷した場合、通常は相手方が治療費を負担しますが、やむを得ず保険診療を受けると、相手方が負担すべき治療費を健康保険が立て替えることになります。

その場合、健康保険から相手方へ立て替え分の請求を行う必要がありますので、第三者の行為による傷病については必ず届け出てください。

○ 医療費が高額になったときは

入院などで高額の医療費を負担した際、「高額療養費」制度により支払った医療費の一部が還付されることがあります。

高額療養費制度とは、1か月の医療費が自己負担限度額（所得、課税状況に応じて判定）を超えた場合に、限度額を超えて支払った分を払い戻す制度です。限度額の詳細は下記のとおりです。

なお、医療費は診療を受けた月、かかった病院、入院・外来、受診者ごとに別々に計算しますのでご注意ください。

<70歳未満の方の場合>

所得区分		自己負担限度額
上位所得者	ア	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%
	イ	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%
一般	ウ	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
	エ	57,600 円
非課税世帯	オ	35,400 円

<70歳以上の方の場合>

所得区分		自己負担限度額	
		外来（個人単位）	入院＋外来（世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ			252,600 円＋（医療費－842,000 円）×1%
現役並み所得者Ⅱ			167,400 円＋（医療費－558,000 円）×1%
現役並み所得者Ⅰ			80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1%
一般		18,000 円	57,600 円
低所得者	Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ		15,000 円

○ 限度額適用認定証の手続きについて

医療機関等に入院する場合、限度額適用認定証の交付を受け病院に提示することで、病院での医療費の支払額が自己負担限度額までとなります。認定証の交付を受けるには申請が必要ですので、氷川町役場町民課または宮原振興局地域振興課にて手続きを行ってください。

なお、国保税の滞納がある方や70歳以上の方で住民税が課税されている方などは、認定証が交付されない場合があります。

※また、マイナ保険証を利用する場合、認定証の交付が無くても医療費の支払額が自己負担限度額までとなります。ぜひマイナ保険証の利用を検討ください。

—お問い合わせ— 氷川町役場 町民課 国保年金係 TEL:0965-52-5851(直通)

氷川町国保のしおり



1年に1度健診を受けることで自分の体をチェックし、早期発見・早期治療をしましょう。
20歳～39歳までの方は若者健診、40歳～74歳の方は特定健診として受診ができます。
受診する方法は、集団健診(町主催)・個別受診(個人病院)があります。
ご不明な点があればお問い合わせをお願いします。

氷川町